

後期高齢者医療制度 についてのお知らせ

保険証（被保険者証）を更新します（保険証は1人に1枚交付されます）

～7月31日まで

薄い青色

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和5年7月31日

後期高齢者医療被保険証 有効期限
被保険者番号 〇〇〇〇〇 令和4年7月31日
住所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地

氏名 広域 太郎 性別 男
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合 〇割

保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

8月1日から～

薄い赤色

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和6年7月31日

後期高齢者医療被保険証 有効期限
被保険者番号 〇〇〇〇〇 令和4年9月30日
住所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地

氏名 広域 太郎 性別 男
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合 〇割

保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療の保険証は坂祝町に住所を有する75歳以上の方と、一定の障がいがある65歳から74歳の方で広域連合の認定を受けた方に交付されます。現在の保険証の有効期限は令和5年7月31日ですので、8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。新しい保険証は薄い赤色に変わります。古い保険証を処分される時は、住所や氏名が見えないよう裁断するなど、十分にご注意ください。

令和5年度の保険料

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。令和5年度の保険料は、令和4年分の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

【保険料額について】

令和5年度の保険料額は、以下のア、イの合計額になります（ただし、66万円を上限とします）。

ア：均等割額（被保険者一人あたり46,023円）

イ：所得割額（※被保険者の所得 × 所得割率8.90%） ※総所得金額等－43万円（基礎控除額）

保険料の軽減措置について

① 保険料「均等割額」の軽減

保険料の均等割額は、世帯の所得によって下表のとおり軽減されます。

軽減割合	同じ世帯の被保険者と世帯主の令和4年中の総所得金額等 ^{※1} の合計額
7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者等 ^{※2} の数－1)以下
5割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者等 ^{※2} の数－1)+29万円×(被保険者数)以下
2割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者等 ^{※2} の数－1)+53.5万円×(被保険者数)以下

※1：軽減の基準となる「10万円×(年金・給与所得者等の数－1)」は、世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。

※2：一定の給与所得がある方(給与収入55万円超)または公的年金等に係る所得がある方(公的年金等の収入金額が、65歳以上で125万円を超える方または65歳未満で60万円を超える方)。

②被用者保険※の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担がありません。均等割額は、制度に加入後2年経過するまでの間に限り、5割軽減となります。ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは…協会けんぽ、健康保険組合、船員保険及び共済組合の公的医療保険の総称。国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

■ 保険料の納め方について

保険料の納め方は、年金からお支払いいただく「特別徴収」と、口座振替や納付書でお支払いいただく「普通徴収」があります。

① 年金からのお支払い「特別徴収」

年金の受給額が年額18万円以上の方で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払いいただきます。なお、特別徴収の方は、口座振替(普通徴収)によるお支払いに変更できます。

② 口座振替や納付書によるお支払い「普通徴収」

特別徴収の条件を満たさない方は、坂祝町から送付される納付書や、口座振替によって保険料をお支払いいただきます。

■ 普通徴収の方には口座振替登録をおすすめしています

保険料の支払いについては口座振替登録をおすすめしています。口座振替登録には以下のメリットがあります。

- ① 毎月の支払期限までに金融機関に行って納付書で支払いをする必要がなくなります。
- ② 保険料が登録口座から引き落とされるため保険料の支払い忘れがなくなります。
- ③ 年金から保険料を支払いしている方については、特別徴収が中止となった場合(保険料が増加し、年金から天引きできなくなった場合など)、口座振替に自動で切り替わるため保険料の支払い忘れがなくなります。

お手続き方法などにつきましては、窓口税務課にお問い合わせください。

■ 確定申告期限後に申告された方へ

確定申告期限後に申告等をされた方は、新年度の自己負担割合や保険料額の決定に間に合わない可能性があります。この場合、当初は確定申告期限までの情報等に基づく保険証や保険料額の決定通知書をお送りし、後日、申告等内容をふまえた再判定を行い、変更があった場合は、保険証や決定通知書を送り直します。この場合、特別徴収(年金からの天引)であった方が、普通徴収(納付書納付や口座納付)に切り替わることがあります。

■ 医療費の窓口負担が2割負担の方の配慮措置について

令和4年10月1日から令和7年9月30日までは、2割負担の施行による負担増額が1か月最大3,000円までに抑えられます(外来医療のみで入院の医療費は対象外)。

配慮措置が適用される場合は、高額療養費として登録されている口座に払い戻します。

問い合わせ先：窓口税務課 ☎66-2405

